

令和 7 年 9 月
水 産 庁

アイエーティーティーシー

I A T T C（全米熱帯まぐろ類委員会）年次会合の結果について

1 日時・場所

9月1日（月）～5日（金）（現地時間）

於：パナマシティ（パナマ）

2 出席国・地域

日本、米国、カナダ、EU、中国、韓国、台湾、フランス（海外領土）、メキシコ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ニカラグア、パナマ、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、バヌアツ、インドネシア※、ボリビア※、ホンジュラス※、チリ※、リベリア※の25か国・地域（※は協力的非加盟国）

（他、関係する国際機関、NGO 等が出席）

3 我が国出席者

福田水産庁資源管理部審議官（我が国代表）ほか、水産庁、外務省、国立研究開発法人 水産研究・教育機構及び業界関係者。

4 結果概要

（1）熱帯まぐろ（メバチ・キハダ・カツオ）

まき網漁業（※）について、漁船毎の漁獲量モニタリングの実施等によりメバチ漁獲量が管理されていること等を踏まえ、禁漁期間の短縮等が合意された。

〔 (※) IATTC 水域での我が国漁船の操業ははえ縄漁業のみであり、まき網漁業の操業はない。 〕

(2) 太平洋クロマグロ

本年 7 月に開催された WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）北小委員会・IATTC 合同作業部会の結果が報告され、新たな管理方式の策定に向けて、関係国間で引き続き協議することが確認された (※)。

〔 (※) 従来の管理手法の下、太平洋クロマグロの資源量がこれまでの回復目標を達成し、新たな段階に入ったことを踏まえ、長期的な目標となる資源の水準等を定めた上で、資源状態に応じて自動的に計算される漁獲枠の水準等をあらかじめ設定する管理方法の導入に係る議論。 〕

【参考 1 熱帯まぐろ（メバチ・キハダ・カツオ）の資源管理措置の概要】

(1) まき網漁業

	2025 年	2026 年
禁漁期間	ア 年間 <u>72</u> 日間を禁漁期間とする。	ア 年間 <u>64</u> 日間を禁漁期間とする。
	イ 漁船毎に前年のメバチ漁獲量に応じて禁漁期間を延長する。 ・ 1200 トン以上 : <u>82</u> 日間 ・ 1500 トン以上 : <u>85</u> 日間 ・ 1800 トン以上 : <u>88</u> 日間 等	イ 漁船毎に前年のメバチ漁獲量に応じて禁漁期間を延長する。 ・ 1200 トン以上 : <u>74</u> 日間 ・ 1500 トン以上 : <u>77</u> 日間 ・ 1800 トン以上 : <u>80</u> 日間 等
集魚装置 (FAD) の使用数	一隻当たり 340 個以下	一隻当たり 340 個以下

(2) はえ縄漁業（2025 年から変更なし。）

メバチの年間漁獲上限の設定（計 55,131 トン）

日本	韓国	台湾	中国	米国
32,372 トン	11,947 トン	7,555 トン	2,507 トン	750 トン

※これらの措置は、科学的な検討に基づき、最大 2028 年まで延長される。

【参考2 太平洋クロマグロの現行の管理手法】

資源評価の結果、

(A) 初期資源量の 20%を下回る確率が、60%を超える場合、
60%以上の確率で、10 年以内に初期資源量の 20%を上回るよう、管理措置を強化。

(B) 初期資源量の 20%を上回る確率が、60%を超える場合、
同確率を 60%以上に維持できる範囲で措置の調整を行うべき。

※ (B) に基づき、2024 年に増枠に合意したところ